



長野県報

11月8日(月)
令和3年
(2021年)
第253号

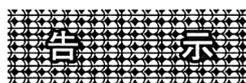
目次

告示

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）…………… 1
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指
 定一般相談支援事業者の指定（障がい者支援課）…………… 2
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指
 定一般相談支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）…………… 3
 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）…………… 4
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 5
 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 6
 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 6

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（20件）（産業政策課）…………… 7
 県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）…………… 28
 特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（道路管理課）…………… 28
 特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）…………… 29



長野県告示第593号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり
 事業所ごとに行いました。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
未来プロジェクト株式会社	MIRAI	上田市上田原800番地5	令和3年8月1日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
社会福祉法人飯島町社会 福祉協議会	放課後等デイサービス はばたき	上伊那郡飯島町飯島 2551番地飯島町地域福 祉センター石楠花苑内	令和3年8月1日	放課後等デイサービス
合同会社さくらぼ	さくだいらキッズらぼ	佐久市岩村田1158-13 2F	令和3年8月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
有限会社かいご家	宅老所かいご家	上伊那郡南箕輪村6413 -1	令和3年9月1日	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人ライ フワーク・レインボー	OZ Field	上水内郡飯綱町川上 1535 いいづなコネク T WEST 1F	令和3年9月1日	放課後等デイサービス

有限会社中部エンジニア	あおぞら える	安曇野市三郷温6084-1	令和3年9月1日	児童発達支援 保育所等訪問支援
株式会社みらい福祉会	みらいこども飯田上郷 飯沼教室	飯田市上郷飯沼3512-22	令和3年9月1日	保育所等訪問支援
有限会社宮沢寒天食品工業	放課後等デイサービス ポパイ	諏訪郡富士見町富士見 9550-1	令和3年10月1日	放課後等デイサービス
ONEHOME株式会社 西軽井沢本店	児童発達支援事業所 chouchou (シュシュ) 佐久	佐久市小田井325-2	令和3年10月1日	児童発達支援
社会福祉法人小海町社会 福祉協議会	放課後等デイサービス すまいる	南佐久郡小海町豊里813 番地	令和3年10月1日	放課後等デイサービス

障がい者支援課

長野県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービス及び地域 相談支援の種類
社会福祉法人ちいさがた 福祉会	フォーレスト共生型短 期入所	東御市常田2番地1	令和3年4月1日	共生型短期入所
社会福祉法人ちいさがた 福祉会	こころ共生型短期入所	東御市祢津1098番地1	令和3年4月1日	共生型短期入所
株式会社つくしんぼ	(株) つくしんぼ	岡谷市中央町2-3- 11 セントラルパレス8 号	令和3年8月1日	居宅介護
株式会社あかり	ほっとケアあかり	茅野市宮川7296-18	令和3年8月1日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人飯田市社会 福祉協議会	飯田市上郷デイサービ スセンター	飯田市上郷飯沼2212- 1	令和3年8月1日	共生型生活介護
ワンズ株式会社	ワンズアドバンス	上田市国分1-3-28	令和3年8月1日	就労継続支援B型
株式会社ひととき	居宅介護ひととき	上伊那郡箕輪町中箕輪 9908-6	令和3年9月1日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人みまき福祉 会	ショートステイクアポ ートみまき	東御市布下37	令和3年9月1日	共生型短期入所
特定非営利活動法人信州 能力開発ネットワーク	ベシスホーム須坂	須坂市東横町370-2	令和3年9月1日	共同生活援助
特定非営利活動法人G l a n d ・ R i c h e	セルクル	安曇野市明科中川手 3921	令和3年9月1日	就労継続支援A型
社会福祉法人あゆみ会	障害福祉サービス事業 所あゆみ園	飯田市下久堅南原803- 10	令和3年9月1日	就労定着支援

有限会社かいご家	宅老所かいご家	上伊那郡南箕輪村6413-1	令和3年9月1日	共生型生活介護
公益社団法人青年海外協力協会	J'sワーク駒ヶ根	駒ヶ根市中央8-12	令和3年9月1日	就労継続支援A型 就労継続支援B型
特定非営利活動法人ユニバーサルツーリズムなごの	Well-Being うたたね	安曇野市穂高5972-1202	令和3年10月1日	居宅介護 同行援護
有限会社金中三義屋	みよし家介護サービス訪問介護事業所	諏訪市湯の脇二丁目9番13号	令和3年10月1日	共生型居宅介護 共生型重度訪問介護
特定非営利活動法人わっこ自立福祉会	グループホームりぼん	千曲市大字桜堂429番地	令和3年10月1日	共同生活援助
一般財団法人とこしえ文化事業団	とこしえハウス	安曇野市穂高有明7550番地7	令和3年10月1日	共同生活援助
株式会社グローブ	グローブホーム	諏訪市大字四賀2120-1	令和3年10月1日	共同生活援助
株式会社京司朗	障がい者グループホームゆとり	諏訪郡富士見町落合10399-21	令和3年10月1日	共同生活援助
株式会社グローブ	グローブホーム	諏訪市大字四賀2120-1	令和3年10月1日	短期入所
株式会社京司朗	障がい者グループホームゆとり	諏訪郡富士見町落合10399-21	令和3年10月1日	短期入所
社会福祉法人小海町社会福祉協議会	小海町ひまわりわーくす	南佐久郡小海町豊里426-11	令和3年10月1日	就労継続支援B型

障がい者支援課

長野県告示第595号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項、51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
日本赤十字社	諏訪赤十字ホームヘルパーステーション	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号	令和3年8月31日	居宅介護 重度訪問介護
特定非営利活動法人生活応援ネットスキップ	スキップ障がい支援事業所	飯田市上郷別府3304番地3	令和3年10月18日	同行援護
株式会社ディアログ	I-WORK	木曾郡上松町大字小川1975-3	令和3年10月31日	就労移行支援
株式会社グローブ	相談支援事業所グループ	諏訪市四賀1548-1	令和3年10月31日	一般相談支援
株式会社グローブ	相談支援事業所グループ	諏訪市四賀1548-1	令和3年10月31日	自立生活援助

障がい者支援課

長野県告示第596号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中川村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第597号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第598号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第599号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡大桑村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大桑村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第600号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び山ノ内町役場に備え置きます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
天川 (追加)	次に掲げる地番の土地に存する標柱18号、20号、21号、22号、4号を順次結んだ線、標柱4号と5号を昭和49年長野県告示第39号で指定した村西急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線、標柱5号、23号、24号、17号を順次結んだ線及び標柱17号と18号を平成12年長野県告示第59号で指定した天川急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。	下高井郡山ノ内町	平隠	宮前	1176番3	17号
		〃	〃	〃	1182番1	18号
		〃	〃	〃	1167番1	20号
		〃	〃	村西	1144番1	4号
		〃	〃	〃	1144番8	5号
		〃	〃	〃	1145番1	21号
		〃	〃	〃	1144番3	22号
		〃	〃	〃	1140番40	23号
		〃	〃	〃	1140番12	24号

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年11月8日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長沢田村線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村神稲5674番の17地先から 下伊那郡豊丘村神稲5653番の15地先まで	旧	m 9.7 ~ 27.6	Km 0.0493
同上	新	15.8 ~ 27.6	0.0493

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年11月8日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 長沢田村線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡豊丘村神稲5674番の17地先から
下伊那郡豊丘村神稲5653番の15地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年11月8日

道路管理課